良質な雇用を生み出すマッチングサポート事業委託契約書

山梨県(以下「甲」という。)〇〇〇(以下「乙」という。)は、良質な雇用を生み出すマッチングサポート事業に係る業務について、次のとおり委託契約を締結する。

(契約)

第1条 甲は、業務を乙に委託し、乙はこれを受託する。

(委託業務の処理方法)

- 第2条 乙は、委託業務の実施にあたっては、甲が定める「良質な雇用を生み出すマッチングサポート事業業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)及び「良質な雇用を生み出すマッチングサポート事業業務委託企画提案募集要領における企画提案書」に基づいて行わなければならない。
- 2 前項のほか、乙は、甲が必要に応じて指示する事項を遵守の上、委託業務を処理するものとする。

(委託期間)

第3条 委託期間は、契約締結の日から令和5年12月15日までとする。

(委託料)

第4条 甲は委託業務に対する委託料として、金〇〇,〇〇〇,〇〇〇円(うち消費税及び地方消費税額〇〇〇,〇〇〇円)を上限として乙に支払うものとする。 ただし、新型コロナウイルスの感染拡大防止等の観点から当該業務の一部又は すべてを中止する場合、甲は、乙による業務の履行状況を確認し、甲乙協議の 上、変更契約を締結するとともに、委託料の支払額を定めるものとする。

(契約保証金)

第5条 乙は、この契約の締結と同時に、甲に契約保証金として〇,〇〇〇,〇〇〇円 を納付するものとする。

【免除する場合】

第5条 甲は、山梨県財務規則(昭和39年山梨県規則第11号)第109条の2 第○号の規定により、乙が納付すべき契約保証金を免除するものとする。

(権利義務の譲渡等)

第6条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継

させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を受けた場合は、この限りではない。

(再委託の禁止)

第7条 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(秘密の保持)

第8条 乙は、委託業務の遂行上直接若しくは間接に知り得た秘密を外部に漏ら し、又は他の目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後 においても、同様とする。

(個人情報の保護)

第9条 乙は、この契約による事務を行うため個人情報を取り扱う場合は、別記1 「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(情報セキュリティの確保)

第10条 乙は、この契約による事務を行うに当たり、別記2「情報セキュリティ に関する特記事項」を遵守しなければならない。

(調査等)

第11条 甲は、乙の委託業務の処理状況について調査し、若しくは必要な報告を 求め、又は委託業務の実施に関して必要な指示を乙に与えることができるものと する。

(実績報告及び検査)

- 第12条 乙は、委託業務が終了した日から30日以内に実績報告書(第1号様式)を甲に提出し、甲の命じた職員の検査を受けなければならない。
- 2 甲は、委託業務が仕様書に示すものに適合していないと認める時は、期日を定めて業務の手直しをさせることができる。この場合の費用は、乙の負担とする。

(委託料の支払)

第13条 甲は、前条に規定する報告書等の検査の結果、当該委託料が契約の内容 に適合すると認めたときは、委託業務の実施に要した額と第4条第1項に規定す る契約金額とのいずれか低い額を確定額とし、乙に対して通知するものとする。

- 2 乙は、前条の規定による検査確認を得た後、支払いを受けるべき額がある場合は、甲に対して委託料請求書(第2号様式)により、委託料の支払いを請求するものとし、甲は乙からの適法な請求書を受理したときは、その日から30日以内に委託料を支払うものとする。
- 3 甲が、その責めに帰すべき事由により、前項の支払期限までに委託料を支払わない場合は、遅延日数に応じ、未支払金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を、遅延利息として乙に支払うものとし、その端数計算については同条第2項の規定による。

(概算払)

- 第14条 前条第2項の規定にかかわらず、委託業務を行うため甲が必要があると 認めるときは、乙は委託料概算払請求書(第3号様式)により、第4条に規定す る委託料を上限として、最大2回まで概算払を請求できるものとし、甲は乙から 概算払に係る適法な請求書を受理したときは、その日から30日以内に委託料を 支払うものとする。
- 2 乙は、前条の通知による委託料の支払額と既に概算払を受けている額を比較して、甲に対し、不足する額を請求し、又は超える額(以下「精算残金」という。) を返納するものとする。
- 3 甲は前項の適法な請求書を受理したときは、その日から30日以内に委託料を 支払うものとし、甲が、その責めに帰すべき事由により、前項の支払期限までに 委託料を支払わない場合については、前条第3項の例により遅延利息を支払う。
- 4 乙は第2項の精算残金の返納については、甲の指定する日(以下「返納期限」 という。)までに甲に返納しなければならない。
- 5 乙が、その責めに帰すべき事由によって、返納期限までに当該金額を支払わない場合は、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を、延滞違約金として甲に支払わなければならない。ただし、延滞違約金の額が100円未満であるときは、この限りでない。

(契約解除による委託料の返納)

第15条 乙は、第18条の規定により、契約期間満了前に本契約を解除された場合において、概算払により支払を受けた委託料のうち契約期間の残余の期間に充当されるべき金額を甲に返納しなければならない。この場合において返納すべき

金額は日割り計算によるものとする。

- 2 乙は、当該金額を契約解除の日から25日以内で返納期限までに甲に返納しなければならない。
- 3 乙が、その責めに帰すべき事由によって、返納期限までに当該金額を支払わない場合は、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を、延滞違約金として甲に支払わなければならない。ただし、延滞違約金の額が100円未満であるときは、この限りでない。

(履行遅延違約金)

第16条 乙は、その責めに帰すべき事由によって、履行期限までに委託業務を完了することができない場合は、遅延日数に応じ、委託料(遅延による支障が少ないと認められるものにあっては、未履行部分に相当する額)に対して、民法(明治29年法律第89号)第404条の法定利率を乗じて得た額を延滞違約金として甲に支払わなければならない。ただし、延滞違約金の額が100円未満となるときは、この限りでない。

(帳簿等の保存)

- 第17条 乙は、業務に係る経費について、金額の出納を明らかにした専用の帳簿 を備え、関係書類を整備しておかなければならない。
- 2 乙は、前項に係る帳簿及び関係書類を事業完了の翌年度から起算して5年間保存するものとする。

(契約の解除)

- 第18条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、催告することなくこの契約 を解除することができる。
 - (1) 委託期間内にこの契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき。
 - (2) この契約の履行に当たり、不正な行為があると認められるとき。
 - (3) 第20条の規定によらないで、この契約の解除の申出があったとき。
 - (4)その他契約上の義務を履行しないと認められるとき。
 - (5) 乙又は乙の役員等が、次のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。
 - ア 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律

第77号) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

- イ 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加 える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者
- エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、 直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している 者
- オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方 が上記アからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契 約を締結した者
- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合は、乙は、違約金として委託料の 100分の10に相当する金額を甲に支払うものとする。
- 3 第1項の規定によりこの契約が解除された場合には、乙は、甲にその損失の補 償を求めることができない。

(危険負担)

第19条 委託期間中に委託事務の処理に関して生じた損害(第三者に及ぼした損害を含む。)については、乙が負担する。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき理由により生じたものについては、甲が負担する。

(不可抗力による損害)

- 第20条 乙は、天災その他の不可抗力により、重大な損害を受け、契約の履行が不可能となったときは、甲に対し、遅滞なくその理由を詳細に記した書類を提出し、この契約の解除を請求することができる。
- 2 甲は、前項の請求を受けたときは、直ちに調査を行い、乙が明らかに損害を受け、これにより契約の履行が不可能となったことが認められる場合は、乙の契約 解除の請求を承認するものとする。

(損害賠償責任)

- 第21条 甲及び乙は、本契約の履行に関し、相手方に重大な影響を及ぼす過失又 は背信行為を行った場合には、この契約の継続又は解除の別にかかわらず、相手 方に対し損害賠償の請求ができるものとする。
- 2 前項の損害賠償の累計総額は、債務不履行、法律上の瑕疵担保責任、不当利 得、不法行為その他請求原因の如何にかかわらず、本契約に定める契約金額を限

度とする。

3 前項に規定する損害賠償の額は、甲と乙が協議して定めるものとする。

(契約の費用)

第22条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第23条 この契約について訴訟等が生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第1審の裁判所とする。

(契約に定めのない事項)

第24条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義の生じた事項については、山梨県財務規則(昭和39年山梨県規則第11号)の定めによるものとし、なお疑義があるときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この契約の成立を証するため、契約書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各 自その1通を保有するものとする。

令和5年 月 日

甲 甲府市丸の内一丁目6番1号

山梨県知事 長崎 幸太郎